

【令和5年度 政策・調整会議】

件名：「第4次自殺対策総合推進計画」（案）について

日時：令和5年11月10日（金）10：55～11：00

場所：本庁舎7階特別会議室

●付議理由

国の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、川崎市自殺対策の推進に関する条例に基づき、令和3年3月に策定した第3次川崎市自殺対策総合推進計画の計画期間終了に伴い、第4次計画を策定し、本市の現状とこれまでの経過を踏まえた総合的な自殺対策をより一層推進するため。

●付議概要

「第4次自殺対策総合推進計画」（案）を取りまとめるとともに、広く市民意見を募集する。

<案>

計画期間 令和6年～11年度

第3次計画までの自殺対策の推進を踏まえ、長期的な視点をもって取組を推進するため、計画期間を3年間から6年間へ変更する。

1 基本理念

学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す。

2 目標

（1）定量的な目標

厚生労働省人口動態統計における自殺死亡率について、第2次計画及び第3次計画期間の6年間（平成30（2018）年～令和5（2023）年）のうち確定している期間（平成30（2018）年～令和4（2022）年）の自殺死亡率の平均14.2を基準として、計画期間を含む6年間（令和6（2024）年～令和11（2029）年）の平均を5%以上減少（13.5未満）することを目指す。

（2）定性的な目標

全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図る。

3 主要な課題

自殺総合対策大綱の見直しや、統計分析や市民意識調査から明らかになった本市の現状、これまでの計画の推進状況から整理された成果及び課題を反映した、7つの主要な課題を基本に取組を推進する。

●結論

案のとおり了承。